

国 四 整 経 調 第 30 号
令 和 7 年 5 月 2 日

東京都港区虎ノ門三丁目1番10号
一般財団法人みなと総合研究財団
理事長 津田 修一 殿

国土交通省
四国地方整備局次長

請 負 業 務 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により、説明を求めることができます。
疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務の名称 四国の港湾におけるクルーズ振興方策及び物流効率化方策等検討業務
2. 履行期間 令和6年8月26日 ～ 令和7年3月28日
3. 完了検査年月日 令和7年3月31日
4. 評 定 結 果
 ①評定点 81 点 別表のとおり
5. 送 付 先
 〒760-8554
 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎(9階)
 四国地方整備局 総務部 経理調達課
 TEL 087-851-8061(代表)
6. 手続き等の問い合わせ先
 〒760-8554
 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎(9階)
 四国地方整備局 総務部 経理調達課
 TEL 087-851-8061(代表)

別表①

項 目 別 評 定 点

評価項目		細 別	業務評定 （ 評 定 点 ／ 満 点 ）	技術者評定		
				管理技術者 （ 注 1 ） （ 評 定 点 ／ 満 点 ）	担当技術者 （ 注 1 ） （ 評 定 点 ／ 満 点 ）	照査技術者 （ 注 1 ） （ 評 定 点 ／ 満 点 ）
プロセス評価	実施能力の 評価	実施体制及び 執行計画	15.5 点／ 20.0 点	15.5 点／ 20.0 点	4.0 点／ 5.0 点	- 点／ - 点
	実施状況の 評価	執行管理	3.0 点／ 5.0 点	3.0 点／ 5.0 点	3.0 点／ 5.0 点	- 点／ - 点
		品質管理	16.0 点／ 20.0 点	16.0 点／ 20.0 点	22.0 点／ 30.0 点	- 点／ - 点
		業務特性	8.0 点／ 10.0 点	8.0 点／ 10.0 点	10.0 点／ 12.5 点	- 点／ - 点
		創意工夫	2.8 点／ 4.0 点	2.8 点／ 4.0 点	2.8 点／ 4.0 点	- 点／ - 点
	説明調整能力の 評価	説明調整能力	4.8 点／ 6.0 点	4.8 点／ 6.0 点	4.8 点／ 6.0 点	- 点／ - 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.0 点／ 5.0 点	4.0 点／ 5.0 点	6.0 点／ 7.5 点	- 点／ - 点
結果 評価	成果物の品質		27.0 点／ 30.0 点	27.0 点／ 30.0 点	27.0 点／ 30.0 点	- 点／ - 点
評定点の小計（注2）			81 点／ 100 点	81 点／ 100 点	80 点／ 100 点	- 点／ - 点
事故等による減点			0 点	0 点	0 点	- 点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			0 点	0 点	0 点	- 点
その他（低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等）			0 点	0 点	0 点	- 点
総合評定点（注2、注3）			81 点 ／ 100点	81 点 ／ 100点	80 点 ／ 100点	- 点 ／ - 点

注）1．各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2．評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3．共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。